



『差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例』が制定されました。

三重県では、不当な差別の解消に向けて県の取組を一層強化するため、既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」を全部改正し、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を令和4年5月19日に公布、同日に施行しました。（一部、令和5年4月1日施行）。

条例を基に、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、人権が尊重される社会の実現を図っていくこととしています。

この条例は、『不当な差別を禁止し、人権問題に関する相談への県の対応を義務化した条例』です。

条例には

- 不当な差別をはじめとする人権侵害行為の禁止が明記されました。
- 人権問題に関する相談に応じる県の義務と相談体制が規定されました。
- 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制整備について規定されました。

人権侵害行為とは……不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含みます）

相談体制＝三重県の各機関が対応

①相談【第12条】

1. 相談をすることができる者……限定しない
2. 相談の対象事案……幅広く「人権侵害行為その他の人権問題」全般
3. 相談機関……それぞれの事案に応じた県の機関

②助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応

【助言】 専門機関や関係制度を紹介すること等

【調査】 相手方への聴き取り、現地調査等

【関係者間の調整】 専門機関への取次ぎ、子どもや高齢者等が当事者である場合の保護者への連絡、場合により相手方への相談者の意向伝達

紛争解決体制＝三重県人権課へ申立て

相談対応だけでは十分に解決されることが困難であった不当な差別に係る紛争については、相手方に対して調査のうえ、助言・説示・あっせん、さらに勧告を行うことができます。ただし、三重県の相談機関に相談していることが必要です。

条例の詳細については、三重県のホームページ「三重県差別解消条例」でご確認できます。

はーとふるだより32号のふりがなありバージョンは、人権センターに設置しております。

人権擁護委員のみなさんを紹介します!

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々に、現在、約 14,000 人が法務大臣から委嘱を受け、全国の市町村に配置され、積極的な人権擁護活動を行っています。主な活動として、「人権相談活動」「人権侵犯に関する調査・救済活動」「人権啓発活動」を行い、「人権相談活動」として「特設相談」「子どもの人権 SOS ミニレター」を実施しています。

法務大臣から委嘱された桑名市の人権擁護委員のみなさんを紹介します。

- | | | |
|-----------|-----------|---------------|
| ・高野 博子 さん | ・竹村 典子 さん | ・石本 三恵 さん |
| ・西村さとみ さん | ・水谷 一男 さん | ・堀内 千春 さん |
| ・加藤 隆明 さん | ・近藤 尚志 さん | ・佐々木智教 さん |
| ・山川 真史 さん | ・和田 欣子 さん | ・伊藤 香 さん |
| ・水谷 光治 さん | | (2023年 10月現在) |

人権擁護委員の任期は3年ですが、再任される場合もあるので、人権擁護委員として長きに渡り活躍されている方もみえます。

日々の生活の中で悩みごとが生じ、どこに相談すればよいか迷ったら、まずは人権擁護委員を頼ってみませんか。

2023 人権フェスタ in くわな を開催します。

- ◆開催日 2023年12月9日(土)
- ◆場所 柿安シティホール(桑名市民会館)
- ◆内容 ・弁護士 菊地 幸夫さんによる人権講演会
【無料ですが、整理券が必要です。11月6日(月)から配布します。】
 - ・人権を考える意見発表会
 - ・障害者施設によるふれあいマルシェ
 - ・人権擁護委員による相談 など
- ◆お問合せ先 人権センター (☎27-6677)



桑名市人権センター

〒511-0068 桑名市中央町三丁目79番地 くわなメディアライヴ2階
☎ 0594-27-6677 FAX 0594-27-6678
E-mail: jinkenm@city.kuwana.lg.jp



成年後見制度の相談・講師派遣のことなら コスモスみえ会員におまかせください。

主な事業

1. 成年後見人の養成
2. 後見人候補者の推薦
3. 成年後見制度の普及啓発

〒514-0006 津市広明町328番地津ビル2階三重県行政書士会内
公益社団法人
コスモス成年後見サポートセンター三重県支部(コスモスみえ)
TEL 059-226-3137 FAX 059-226-4707
問合せ先: 帶山勝一郎 TEL 0594-41-5777 FAX 0594-41-3666



桑名市では財源確保の一環として広告を掲載しています。なお、広告内容と桑名市業務とは直接関係ありません。